八幡市市民憲章（昭和44年5月18日制定）
▶ゆたかなくらしをめざして　楽しく働きます
▶きれいなまちをめざして　手をつなぎます
▶あたたかい社会をめざして　ともに助け合います
▶すみよい都市をめざして　力を合わせます
▶平和なふるさとをめざして　たがいを高めます

第211号
昭和57年（1982年）2月

広報やわた

発行　八幡市役所
八幡市八幡園内75
TEL（075）983—1111
編集　総務部秘書広報課

市の現勢（昭和57年1月末）
◆人口　67,854人（男 34,065 女 33,789）
◆世帯　20,370世帯
◆面積　23.51km²

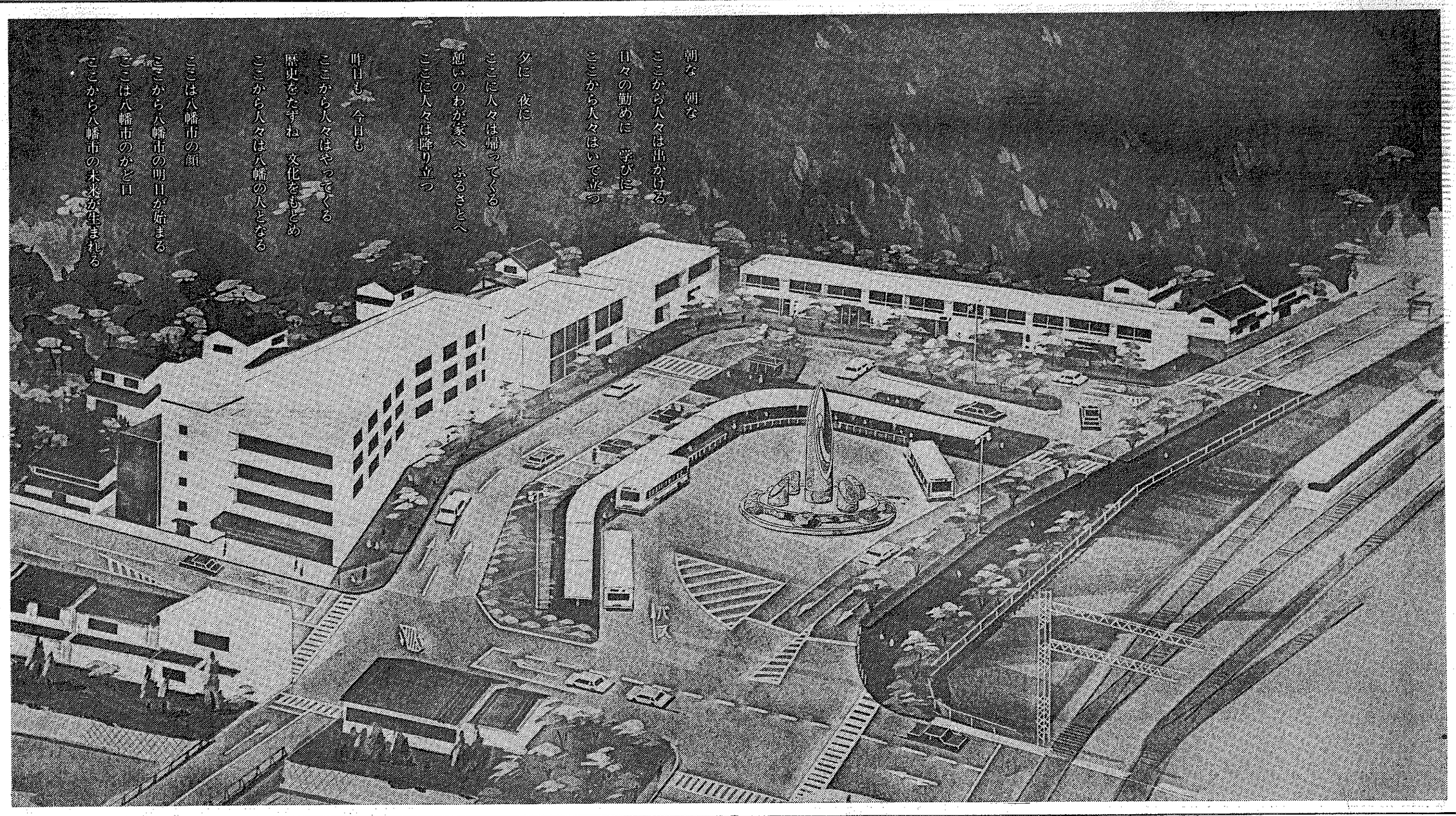

八幡市駅前は今秋、装い新たに完成します。（写真は完成予想図）

田園都市へ工事順調

府営ほ場整備、56年度中に11%完成

昭和五十五年度に着手して以来、二年目になる府営ほ場整備事業に注目し、地元が主体で実施したかんがい排水路整備事業など市内の農業振興に向けた基盤整備の推進は着実な前進をみせています。とくに、府下最大規模のほ場整備事業はこの三月末で、全計画面積二百八十四ヘクタールの十一・二割に当たる三十一・九ヘクタールが完成する見込みで、文字通り田園都市の骨格が形づくられてきていると言えます。

用・排水路の分離　農道整備など実施

府営ほ場整備事業は、水田利用再編対策が進む中で、田畑の自由な輪換と農業の近代化をはかり、農業経営を安定化することを目的に着手しました。とくに、用水路と排水路を分離し、道路などの整備を行い大型機械の導入と農業の集団化を中心に、水稲栽培の省力化、輪換耕地などへの合理的な労力配分を行い、高度な土地利用の確立をはかることにしています。

この事業は、昭和六十二年度までの八カ年計画で、八幡、戸津、下奈良、内里、岩田、上奈良の各地区（約七百五十戸の農家を対象に、約二十億円の事業費で行うものです。

初年度に引き続き、本年度も岩田・内里両地区（約二十一・一ヘクタール）を対象に、▽農道（支線道路）幅四メートル、長さ千八百三十六メートル▽用水路幅〇・五メートル一メートル、長さ二千八百八十四メートルのU字溝▽排水路幅三・五メートル、長さ三千二百十五メートルのコンクリート柵などよりの整備をしています。

内里・岩田の両地区で

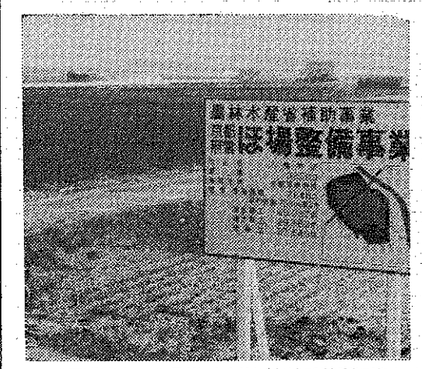

"田園都市"の骨格づくりに向けて着実に進行する府営ほ場整備事業

地元営事業に市が助成

他方、周辺の宅地開発などで大谷川の水質が汚濁し、水稲栽培に悪影響を及ぼしている八幡東島地区での地下水利用への転換をはかるために、地元の農家実行組合では、揚水機の設置やさく井などを行い、これらに市が助成をしました。同様、八幡一の坪をはじめ、八幡盛戸、内里北ノ口、戸津洗場の各揚水機の改良事業に、また施設の老朽化に伴う内里東ノ口にある共同利用の精米所の改築事業（総幅平屋建てスレート葺、建築面積五十八・三二平方メートル）にも、それぞれ市が助成するなど農業振興に努めています。

このように、市の"田園文化都市"づくりに向けた、一方の柱である農業基盤整備事業は、府営ほ場整備事業を骨格に着実な前進をみせています。

人事異動

市は二月十五日付で、一部職員の異動を次のとおり発令しました

【課長級】　環境二課長（給水課長）岩熊明生▽給水課長（給水課長補佐）石川純▽職員課主幹（環境二課長）内藤清

【課長補佐級】　給水課長補佐（給水課長補佐）伊藤佳伸

市長の手帳から

風は相変らず冷たいし、粉雪の舞う風景はまさに冬のものだが、雲の切れ目から、時おり、さっと投げかけてくる太陽の光のぬくもりは、これはもう、疑いもなく春のものである。目にはまだ小さく見えなくても、春はすぐそこまで来ているのである。

ところで、春になると、市内のまん中から東にかけて広がっている田園地帯では、田植えの準備が始まることになる。すき返された田の面いちめんに水が張られ、いま見られる整々とした切株にかわって、りりしい若苗がさも勝ちほこに整列することになるのだが、残念なことに、ことしも全市の水田のほぼ二割は、稲を育てる役目をはずされて、冬の眠りからさめることなく、むなしくこの一年を過ごすことになった。

寒い野菜の転作がなされ、何かの形で自然の営みに参加のできる田にはまだしも救いがあるが、そうでない田は、ほんとうにかなしめである。生き生きとした緑作田のとなりで、ただ無然と横たわっている黒い土の広がりを見ると、生物の生命を育てるべきものをひしひしと感じるのである。

× × ×

減反の論議なくしつつ思う我が少年のころの切なきひもじさ

生きる糧（かて）得んとて十株の手（いも）求め寸土惜しみしこともありしか

市政をあずかっていると、やむを得ず、心にもないことをせねばならないことがままあるがこの水田利用再編対策の実施はその最なるものの一つである

国には国の事情があり、この政策がとられているわけだが、現場にあって直接農家の人々に協力を要請する立場にある市町村長としては、現在の情勢のもとで、わがまちの農業全体の振興に支障が生じないよう、全部の農家の方々が公平にこの状況の苦しみを分担していただき目標の達成にせい一協力を願いたいと、ただただ願うのである

第一回の打合せを終った今日もう立春だというのに、私の気持は、寄る待つ春やさきには、ほど遠いものがある。

（八幡市長　西村正男）

歩道を新設

府道八幡木津線　八幡東小学校前

3月末までに140mが完成

市立八幡東小学校に通学する児童の交通安全対策として、府道八幡木津線に長さ百四十メートルの歩道の新設が計画されていますが、そのうち、本年三月末までに百四十メートルが完成することになっています。

設置場所は、府道八幡木津線沿いの同校前から東側の部分で、道路の南側を流れる用水路にフタをし、ガードレールを設けて車道と分離して新設するもの。事業主体は京都府です。

要望実現に向け　地元市民が努力

この事業は、川口地区（五区）を中心とした地元市民の精力的な取り組みで実現したものです。

昭和五十五年三月に川口地区などで取り組みを開始、同年十一月には、通学路対策委員会が結成されました。同委員会は、川口地区内の各団体の代表で組織され、昨年二月から四月末までの間に「横断歩道橋の設置」を要望する署名活動を展開し、千三百六十一の署名を京都府に提出してきました。

府は、これを受けて、直ちに新設の方向で予算を確保し市と協議、地元の協力を得て、用地取得の話し合いを進めてきました。

不慮の事故に備えを

交通災害共済、3月1日から受付

市内で交通事故はどんなに注意しても、思いがけなく発生することがあります。不慮の交通事故に備えて、交通災害共済に加入しましょう。

加入の受付

加入の受付は三月一日から、左表の窓口で行います。有効（共済）期間は、何回被害を受けてもそのつど見舞金が支払われます。

年間330円の掛金で見舞金最高120万円

共済の掛金は一人当り年間三百三十円、年間三百六十五円ですが、このうち市が年三十五円の補助をしていますので、みなさん方の掛金額は一人当り年間三百三十円で済みます。見舞金の最高額は百二十万円です。この共済に加入される方は、左表の日割表に従い、掛金をそえて申し込んでください。

なお、中途で加入される場合でも掛金の額は三百三十円です。

また、左表の受付場所で申し込みのできなかった方は、三月三十一日までは市役所窓口で、四月一日以降は市消防本部（電話）で受付けます。

共済制度のあらまし

▼交通事故災害　加入者が、自動車や電車などの運輸用具と衝突などの事故で、けがや死亡することを言います。

▼加入資格　市に、住民登録または外国人登録をしている方です

▼共済期間　昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの一年間です。この期間外の受診、入院などはいっさい認められません。

▼見舞金の請求　市消防本部（電話）総務課に相談ください。見舞金の請求は、事故発生の日から一年以内にお願いします。

共済見舞金額表

等級	死亡・ケガの日数	見舞金
1	死亡	120万円
2	180日以上	20万円
3	165日～179日	15万円
4	150日～164日	13万円
5	135日～149日	12万円
6	120日～134日	10万円
7	105日～119日	8万円
8	90日～104日	7万円
9	75日～89日	6万円
10	60日～74日	5万円
11	45日～59日	4万円
12	30日～44日	3万円
13	15日～29日	2万円
14	6日～14日	1.5万円
15	5日以下	1万円

ケガの実受診日数で計算（ギプスの自宅療養は実日数に含みます）

出張受付日割表

月日（曜日）	区	場所	時間
3月1日（月）	上区	上区公会堂	9:00～16:00
3月2日（火）	中区	中区公会堂	
3月3日（水）	下区	農業センター	
3月4日（木）	内里区	内里公民館	
3月5日（金）	戸津区	戸津中央会議所	
3月8日（月）	美濃山区	美濃山公会堂	
3月9日（火）	1区	1区公会堂	
3月10日（水）	2区	2区公会堂	
3月11日（木）	3区	3区公会堂	
3月12日（金）	4区	4区公会堂	
3月15日（月）	5区	5区公会堂	9:00～12:00
		西扇集会所	13:00～16:00
3月16日（火）	6区	南ケ丘隣保館	9:00～16:00
3月17日（水）	男山地区	南センター集会所	
3月18日（木）			
3月19日（金）	〃	中央センター集会所	9:30～16:00
3月23日（火）			
3月24日（水）	〃	北センター集会所	
3月25日（木）			
3月26日（金）	4区	西山足立集会所	9:00～16:00
3月29日（月）	男山雄徳	男山地区集会所	
3月30日（火）	二階堂	都隣保館	
3月31日（水）	長町	長町地区巡回	9:00～12:00

用地取得が難航
臨機計画を歩道に変更

しかし、吾にいたる話し合いにもかかわらず、用地交渉が難航、当初予定していた歩道橋建設計画の変更が迫られ、府は昨年十月に歩道の拡幅に決定し、今回の事業実施に至ったのです。

公営住宅あき家入居者を募集

市営住宅にあき家ができましたので、次のとおり入居者を募集します。

▼申し込みを受付ける住宅
下表のとおり

▼申込書の配布期間
昭和五十七年三月一日（月）～三月六日（土）

▼申込書の受付期間
昭和五十七年三月八日（月）～三月十三日（土）

▼入居予定日
昭和五十七年四月下旬

▼申込書の受付場所
市役所建設部建設管理課

▼申込資格
今回募集の対象者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
①現に住宅に困窮していること（明らかな方）②八幡市内に居住している方　③現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者の場合は入居期日に同時入居できる方に限ります）　④公営住宅法で定められた基準収入以下の方　⑤暴力団員（八幡市内に居住し、申込者と同程度なこれ以上の収入のある方）が二人ある方

◉お問い合わせ
市役所建設管理課（☎九八三—二二一内線三四一）

今回募集する市営住宅

団地名	戸数	所在地	構造	間取	家賃	敷金
神原	1	八幡神原	木造平屋2戸建て	居間 6畳 台所 4.5畳	3,600円	10,800円

取扱事務をさらに拡大

2月1日から　市内3地域窓口

市では昨年三月以来、市民の窓口業務の促進をはかるために、市内三カ所に「地域窓口」を開設し戸籍謄抄本や住民票の写しなどの交付していますが、二月一日からこれらに加えて、さらに▽住民票記載事項証明書　▽無職証明書—の二種類の証明書の交付事務を追加しました。

これまで取扱っていた事務は▽戸籍の謄抄本の交付　▽戸籍の附票等しの交付　▽住民票等しの交付　▽印鑑登録証明書の交付—の四種類です。地域窓口の開設場所は次のとおりです。

▼地域窓口の開設場所
▽有部窓口（農業センター内）＝上奈良奈良里一七・☎九八一—三一〇三）▽男山窓口（男山公民館内＝男山八幡三・☎九八一—四二〇四）▽橋本窓口（橋本公民館内＝橋本堂ケ原三六・☎九八一—八五七一）

なお、地域窓口には、標準電送装置を導入して、市役所本庁と直結させていますので、諸証明などの交付は即時に、その場で受け取れるようになっています。

観光パンフを発行

市では、観光資源の開発に役立てるために、市内の名所・旧跡を紹介した観光パンフレットを、このほど発行しました。

このパンフレットは、観光用としては初めてのもので、A5版（縦二十センチ、横十五センチ）、十五ページの大きさです。すべてカラー刷りで表紙には、夕日を背にした"流れ橋"（八幡上津屋橋）の全景写真を載せ、次ページは市内の観光個所が一目で分かるイラスト地図になっています。

内容は、石清水八幡宮とエジソン記念碑、寒水の三滝・松花堂庭園ゆかりの史跡松花堂、日本最古の遺構大師堂像（重要文化財）のある円福寺などのほか、スポーツ・レジャー施設や市の特産物、年間行事のガイドなどを写真や版画などを使ってわかりやすく解説しています。

発行部数は一万部で、配布先は、市商工会や市民図書館のほか、京阪電鉄各駅。お問い合わせは市商工観光課まで。（☎九八三—一一一一内線三二八）

市内の名所・旧跡約30カ所と特産物などを紹介した、カラー刷りの観光パンフレット

2月1日から手数料を改定

（優良宅地造成認定申請）
（優良住宅新築認定申請）

八幡市手数料徴収規則のうち、優良宅地造成認定申請手数料と優良住宅新築認定申請手数料が、二月一日から下表のとおり改正されました。

手数料の新旧比較表　昭和57年2月1日から施行

名称	区分		金額 改正前	金額 改正後
優良宅地造成認定申請手数料	1件につき		35,000円	45,000円
優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計	100m²以下	2,000	3,000
		100m²をこえ500m²以下	3,000	4,000
		500m²をこえ2,000m²以下	4,000	6,000
		2,000m²をこえ10,000m²以下	12,000	18,000
		10,000m²をこえるとき	16,000	22,000

大切な夢　なみんなの税金がかな暮らしをつくる

所得税

自分で正しく計算して 3月15日までに申告を

国や地方自治体は、住民の暮らしを高めるために、広い範囲の仕事をしていますが、その財源は主に、みなさん方からいただいている税金によってまかなわれています。この二・三月は、私たちが豊かで健康な暮らしをするための原動力となる税金の自主申告の時期に当たります。自分で正しく計算し、三月十五日までに必ず申告するようにしましょう。

国税である所得税の申告は、住民税（市民税、府民税）の申告を兼ねています。

所得税は、前年の一月一日から十二月三十一日までの一年間に得たすべての所得と、その所得についての税金を自ら計算して、二月十六日から三月十五日までの間に申告し、納めていただくことになっています。

確定申告とは…

確定申告とは、前年の一年間に得た金額を総決算し、その所得金額についての税金を計算して、源泉徴収や予定納税で納めた金額と比べて、納め過ぎているか、不足しているかを精算する手続きです。

確定申告の必要な方

事業所得・譲渡所得などがある方の場合

事業所得（営業・農業、その他の事業）や利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得などがある方で、昭和五十六年一月一日から十二月三十一日の間、各種の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、その他の所得控除を差引き、その金額をもとにして算出した税額が、税額控除額よりも多い方は、確定申告をしていただくことになります。

給与所得がある方の場合

給与所得者は、年末調整によって所得税額の精算が行われますので、一般的には確定申告の必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は、確定申告をしていただくことになります。

① 昭和五十六年中の給与の収入金額が一千万円を超える方。

② 給与を一カ所から受けている場合で、給与所得や退職所得以外の「所得の合計額」が二十万円を超える方

③ 給与を二カ所から受けている場合で、年末調整された主たる給与以外の「従たる給与の収入金額」と、「給与所得や退職所得以外の所得の合計額」との合計額が二十万円を超える方。ただし、その給与の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除、配偶者控除、扶養控除または障害者・寡婦（夫）・勤労学生の各控除を受ける場合には、その給与の合計額からこれらの控除額を差引いた残額）が百万円以下で、かつ、「給与所得や退職所得以外の所得の合計額」が二十万円以下の方は確定申告をしていただく必要はありません。

④ 家事使用人や外国の在日公館に勤務するなど、給与の支払いを受けるときに、所得税を源泉徴収されないことになっている方

⑤ 同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与の他に「貸付金の利子、地代、店舗・工場などの賃貸料、機械器具の使用料」などの支払いを受けている方

⑥ 災害を受けたため、昭和五十六年に給与についての源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方

⑦ 資産所得の合算課税を受けた方

⑧ 退職所得で、「退職所得の受給に関する申請書」を提出しなかったため、二〇％の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額より少ない方

⑨ みなし法人課税を選択した青色申告者の方

所得税が還付される方

申告で所得税がもどる方は、次の方々です。

① 利子、配当、原稿料などの収入が少なく、その他の収入も多くない方

② 給与や退職所得があって、雑損控除や医療費控除、寄付金控除などを受ける方

③ 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったために、年末調整を受けなかった方

④ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

損失申告をすることができる場合

次のような場合は、損失申告書を提出することができます。

① 昭和五十六年中の「所得の合計額」が赤字であるとき

② 昭和五十六年中に生じた雑損失の金額が、その年中の「所得の合計額」を超えているとき

③ 昭和五十五年以前三年以内に生じた純損失や雑損失の控除不足額が、昭和五十六年の「所得の合計額」を超えているとき

④ 昭和五十五年以前三年以内に生じた純損失や雑損失の控除不足額の合計額が、その年中の「所得の合計額」を超えているとき

所得から差引かれる金額（所得控除額）

① 雑損控除額＝（損害金額＋保険金などで補てんされる額）－（総所得金額等の合計額）×10％か、（損害金額＋保険金などで補てんされる金額）のうち災害関連支出の金額－五万円、のどちらか多い方の金額

② 医療費控除額＝（五十六年中に支払った医療費の総額－保険金などで補てんされる額）－五万円か（総所得金額＋分離課税の譲渡所得金額＋退職所得金額＋山林所得金額）×5％のいずれか少ない方の金額

③ 社会保険料控除額＝支払った金額の全額

④ 小規模企業共済等掛金控除額＝第一種共済契約によって支払った掛金、および小規模企業共済制度に基づいて支払った掛金の全額

⑤ 生命保険料控除額＝支払った保険料の合計額が、㋑二万五千円までの場合は全額　㋺二万五千円を超え五万円までの場合は全額　㋩五万円を超えた保険料×二分の一＋二万二千五百円　㋥五万円を超えた保険料×四分の一＋三万五千円　㋭十万円を超える場合は一律五万円

⑥ 損害保険料控除額＝㋑長期契約の場合　㋺支払った保険料が一万円までのときは、支払った保険料の金額　㋩一万円を超えた保険料までのときは、支払保険料の合計額×二分の一＋五千円　㋥二万円を超えるときは、一律一万五千円

㋭短期契約だけの場合　㋮支払った保険料が、二千円までのときは全額　㋯二千円を超え四千円までのときは、支払保険料の合計額×二分の一＋千円　㋰四千円を超えるときは一律二千円　㋱長期と短期の両方の契約の場合　㋲長期（㋑）と短期（㋭）によって求めた金額との合計額が一万五千円までのときは、その合計額。㋑と㋭の合計額が一万五千円を超えるときは、一律一万五千円

⑦ 寄附金控除額＝（「特定寄附金の額」と「総所得金額等の合計金額の二五％相当額」との いずれか少ない方の額）－一万円

⑧ 障害者控除額＝㋑障害者二十三万円　㋺特別障害者三十一万円

⑨ 老年者控除額＝二十三万円（年齢六十五歳以上の人で、合計所得額が一千万円以下の人）

⑩ 寡婦（寡夫）控除額＝二十三万円

⑪ 勤労学生控除額＝二十三万円

⑫ 配偶者控除額＝㋑一般は二十九万円　㋺老人は三十五万円

⑬ 扶養控除額＝㋑扶養親族一人について二十九万円　㋺老人（年齢七十歳以上で障害者でない方）扶養親族一人について三十五万円（同居を常況としている場合は四十万円）

⑭ 基礎控除額＝二十九万円

以上が所得から差引かれる金額ですが、それぞれ要件が定められていますので、調べたうえで申告してください。

所得控除の順序

① 所得控除のうち、雑損控除だけは所得金額から最初に差引くことになっています。これは、他の控除と違って、所得金額から差引きできない場合には、その金額を雑損失の控除不足額として、翌年以降の所得計算の際に差引くことが認められているからです。雑損控除以外の控除は、別に順序がありません。

② 所得控除は総所得金額、分離課税の譲渡所得金額の短期・長期、山林所得金額、退職所得金額の順で引き差します。

税金から差引かれる金額

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅貯蓄控除、住宅取得控除、試験研究費控除の五種類があります。なお、このほかに税金から差引かれる金額として、災害減免額と源泉徴収税額があります（このうち、とくに「住宅取得控除」については、別項の説明をご覧ください）。

そのうち、二つ以上の所得金額がある場合の所得控除の金額は、まず総所得金額から差引き、次に分離課税の譲渡所得金額の短期長期の順、さらに山林所得金額から差引き、なお引ききれない控除額があるときは、最後に退職所得金額から差引きます。

確定申告の手続き

④ 提出期間は、昭和五十七年二月十六日から三月十五日までとなっています。所得税の還付を受けるための申告は、二月十六日以前でも提出することができます。

② 申告書の提出先は、申告の際の住所地（事業所、事務所などの所在地や居所を納税地としているときはその納税地）の所轄税務署です。

八幡市の場合の所轄税務署は、宇治税務署（宇治市大久保町井ノ尻六十の三　☎〇七七四－四四－四四一）です。

確定申告に必要な添付書類

① 雑損控除を受けるとき＝控除についての明細書

② 医療費控除を受けるとき＝医師などの領収書

③ 生命保険料控除を受けるとき＝一つの契約について、五十六年中に支払った保険料や掛金の額が九千円を超えるものは、保険料や掛金などの証明書

④ 損害保険料控除を受けるとき＝支払保険料や掛金などの証明書

⑤ 寄附金控除を受けるとき＝寄附先からの受領書など

⑥ 住宅貯蓄控除を受けるとき＝住宅貯蓄証明書

⑦ 住宅取得控除を受けるとき＝別項の「住宅取得控除」を参照してください。

⑧ 給与所得や退職所得のある方＝給与所得の源泉徴収票や退職所得の源泉徴収票

⑨ 利子や配当所得のある方＝源泉徴収票

⑩ 所得金額が二千万円以上の方＝財産債務明細書

なお、確定申告された場合は、事業税、住民税の申告をする必要はありません。

確定申告に必要な添付書類

① 雑損控除を受けるとき＝控除についての明細書

② 医療費控除を受けるとき＝医師などの領収書

③ 生命保険料控除を受けるとき＝一つの契約について、五十六年中に支払った保険料や掛金の額が九千円を超えるものは、保険料や掛金などの証明書

④ 損害保険料控除を受けるとき＝支払保険料や掛金などの証明書

⑤ 寄附金控除を受けるとき＝寄附先からの受領書など

⑥ 住宅貯蓄控除を受けるとき＝住宅貯蓄証明書

⑦ 住宅取得控除を受けるとき＝別項の「住宅取得控除」を参照してください。

⑧ 給与所得や退職所得のある方＝給与所得の源泉徴収票や退職所得の源泉徴収票

⑨ 利子や配当所得のある方＝源泉徴収票

⑩ 所得金額が二千万円以上の方＝財産債務明細書

固定資産税の算定方法は？

問 昨年四月に市内で土地を購入し、居宅を新築しましたが、土地と家屋の固定資産税はどのように算定されるのですか。

答え 定資産税の課税標準となる価額（評価額）は適正な時価を言い、自治大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて支払った掛金の価額（評価額）を算定します。そのうえに、土地の評価額は、売買実例価額などをもとに算定し、家屋については、固定資産評価補助員（調査員）が訪問し、限が定めた屋根、基礎、柱、内部・外部仕上げなど建築資材の部分別評点数をもとに算定します。

▼土地についての固定資産税は、宅地二百平方㍍までは評価額の四分の一が課税標準額となります。ただし、一度に評価額の四分の一の課税をするのではなく、税の負担を軽減する負担調整措置がとられています。

▼家屋についての固定資産税は、評価額が課税標準となります。ただし、床面積が百六十五平方㍍以内（昭和五十七年度は四十平方㍍以上百六十五平方㍍以内）の居宅であれば三年間、百平方㍍に相当する固定資産税額の二分の一の税額が軽減されます。

新しく住宅を建てたり買ったりした場合

取得など住宅取得控除

新しく住宅を建築または購入された方で、次の要件に該当する場合は、税額が減額または控除されます。

1 固定資産税（市の税金）

昭和五十七年一月一日までに、一戸当り延べ面積が四十平方㍍以上百六十五平方㍍以下の専用住宅または併用住宅で、居住用の部分が一定の割合以上の住宅を新築した場合は、三年度にわたり①百平方㍍相当部分の固定資産税額が二分の一に②中高層耐火建物で、地上階数が三階以上の住宅については五年度にわたり、税額が同様二分の一に減額されます。

2 不動産取得税（府の税金）

新築または新築後十年以内の住宅を購入した場合は、ある一定の要件に該当すれば住宅の評価額から四百二十万円を差引き、新築後十年以内の住宅については、新築された年の基準額を差引いた金額に、税率百分の三を乗じて計算した金額が税金となります。

また、住宅用土地で、ある一定の要件に該当する場合は、住宅と同じ税率で計算した金額が税額となります。

3 住宅取得控除（国の控除）

①定額基準による控除

昭和五十六年一月一日から昭和五十六年十二月三十一日までに、住宅の新築や新旧住宅を購入し、工事の完了時または取得日から六ヵ月以内に居住した場合は、その年以後三年間、各年分の所得税額から一万七千円控除することができます。ただし、合計所得金額が八百万円を超える年については適用されません。

Ⓐ新築住宅の場合の要件

④一棟の家屋で、床面積（二棟以上の家屋をともに同一の用途に使う場合は、すべての家屋の合計床面積）が百六十五平方㍍以下四十平方㍍以上のもの。

⑤一棟の家屋で、マンションなど構造上区分され独立して居住用などと使う場合は、区分所有する部分の床面積が百六十五平方㍍以下四十平方㍍以上のもの。

⑥一棟の家屋で、床面積が百六十五平方㍍以下で四十平方㍍以上のもの

⑦既存住宅の場合の要件

④家屋の床面積がⒶの④、⑤のいずれかに該当するもの

⑤家屋の譲渡の日が、譲渡の日まで引き続き三年以上所有していたもので、譲渡の日以前一年以内に居住したもの

⑥譲渡の日以前一年以内に新築したもの

⑧固定資産課税台帳に登録された価格などが一平方㍍当り七万七千円以下のもの

⑨住宅ローンの場合の控除

民間の金融機関や建設業者などから償還期間十年以上の融資を受けるか、十年以上の賦払いの方法で取得した①の要件を満たす住宅で、昭和五十六年一月一日以後に居住した方は、住宅取得控除の対象者となります。

控除の期間は、居住した年以後三年間で、各年の控除額は所得税から一万七千円を控除した額に、（一年間の割賦償還金または賦払金の額－三十万円）×五％（ただし、最高三万円）を加算した金額になります。

③確定申告の添付書類など

確定申告書には、住宅取得控除を受ける金額について記入するとともに、次の書類を添付し、提出した場合に限り適用されます。

Ⓐ新築住宅の場合

④家屋の登記簿の謄本または抄本（発行後三ヵ月以内のもの）

⑤住民票の写し（発行後三ヵ月以内のもの）

⑥源泉徴収票（給与所得者のみ必要）

Ⓑ既存住宅の場合

④住民票の写し（発行後三ヵ月以内のもの）

⑤住宅を取得した日から一年以内に居住していた家屋の賃貸借契約書、またはその写しのほか、その期間内に自己の所有する家屋以外の家屋に居住していたことが明らかになる書類

⑥家屋の登記簿の謄本または抄本（発行後三ヵ月以内のもの）

⑦譲渡した人の住民票の写し（譲渡の日から二ヵ月経過後のものに限ります）

⑧家屋の固定資産税評価額を証する書類

上記⑤～⑧の書類に代えて、市町村長または特別区長から交付を受けた「既存住宅証明書」またはその写し」とすることができます。

⑨住宅ローンによる控除を受ける場合の手続き

住宅ローンによる控除を受ける方は、前記書類のほか、次の証明書が必要です。

④新築工事の請負契約書または売買契約書などで、家屋の取得金額が明らかになる書類の写し（取得金額が明らかでないときは、宅地建物取引業者の発行する「住宅取得控除額の申告に要する家屋の譲渡対価の証明書」）

⑤金融機関や建設業者などによる融資額の償還金額などの証明書

△注△住宅取得控除の申告をされる方で、居住用の家屋とその敷地を譲渡された場合も、確定申告書にその旨を記載しないと居住用財産の特別控除が認められませんので、同時に申告手続きをしてください。

申告には、次の書類が必要です。

▽売却した居住用家屋がある市区町村の住民票（除票）の写し（売却した日から二ヵ月以上を経過して発行したもの）＝の書類が必要です。

▽売却した居住用家屋がある市区町村の住民票（除票）の写し（売却した日から二ヵ月以上を経過して発行したもの）＝の書類が必要です。

なお、昭和五十四年分および五十五年の確定申告書によって住宅取得控除を受けた方は、すでに、給与所得源泉徴収票や住宅取得控除申告書兼「年末調整のための住宅取得控除証明書」を給与の支払者に提出されたと思いますので、この「申告書」兼「証明書」を給与の支払者に提出されていますので、確定申告をする必要はありません。

行政連絡機構を検討

12月末答申に向け研究協が発足

人口急増に伴なう複雑化する市の行政連絡業務を円滑に進めるための組織・機構のあり方を調査・研究する「行政連絡機構研究協議会」が二月六日、十五人の委員で発足しました。この研究協議会は今年十二月末に研究結果を市長に答申することにしています。

十五人の委員の内訳は、市議会議員と区長が各四人、学識経験者五人、市側から他二人となっており、会長には関利一市議会議長、副会長に田村治一関西大学教授が就任されました。

九十余年の歴史ある区制度

本市の区および区長制度の発足は、明治二十二年の自治制度の施行に遡のぼります。明治二十二年に、当時の八幡町八、都々城村九、有賀郷村二の市内で計十九地区に区制度が設けられ、それぞれの区に、住民と行政を結ぶパイプ役として区長が配置されました。

その後、昭和二十九年には、八幡町、都々城村、有賀郷村の一町二村が合併したのに伴ない、それまでの十九の区を十二に統合し機能的にも行政の補助機関としました。

その後、昭和五十二年には、新たに開発され、市街地が形成された男山地区の自治会・町内会、管理組合、班長会などと協議を重ね八つの区を設けることを決め、現在、そのうち四地区に区長、副区長が配置され、市全体では十六区に区長、副区長が配置されています。

複雑かつ多様化する区長の職務

現在の区長や副区長の選出は「市区長等設置規則」に基づいて、各区で推せんされた人に市長が委嘱するという方法をとっており、職務は市政の補助役割をになうことになっています。しかし、年々その職務も複雑かつ多様化の一途をたどっています。

とくに、大半の区では、区長が市の補助機関の役割と自治組織の代表を兼ねており、その事務量は別表を見ても多いことが分かります。

班長さんも市政に協力

市役所から出す個人宛の通知やポスターなどは、市が各区に配置している行政連絡員によって配付されますが、全戸配布物や回覧板、各種募金などは、ほとんどの区で班長さんのご協力をいただいています。現在、市内には千百九十二人の班長さんがいます。

研究協の答申に大きな期待

研究協議会で調査・研究された内容は、「現状の行政連絡機構の分析」から始め、「区長制度を含む行政連絡機構の今後のあり方」を答申することになっています。市はこの答申を受けて、十月都市にふさわしい行政連絡機構を確立していく方針で、研究協議会の研究員に大きな期待を寄せています。

△注△ 市が区から区長に依頼している事務の主なものは、別表のとおりです。区や区長が実際に行っている事務の中にはこれ以外に、▽区の行事など自治組織としての事務　▽共同募金など諸団体から依頼される事務▽選挙広報の配報など国や府などから依頼される事務――があります。

区及び区長の主な事務

(1)市からの諸通知配布（広報、お知らせなど）
(2)公の施設の管理（公会堂、広報板、公園、街灯など）
(3)境界明示の立会い
(4)開発関係の、市民の意見の集約
(5)各種行政委員（町名地番審議など）
(6)市の施策の徹底（班長会などで）
(7)委員等の推せん（成人式、調査、農業共済、交推協など）
(8)統計調査の協力
(9)災害時の協力（調査、報告）
(10)市民要望のまとめ（土木関係中心にして）
(11)税申告用紙、納税通知書配布
(12)市民体育祭等、市の催しへの協力
(13)交通共済への加入の推進
(14)大型ゴミ回収
(15)各種健康相談
(16)野犬対策
(17)年末警戒、出初め式など
(18)公共用地取得協力
(19)水道事故等の対応
(20)薬剤散布など

◆八幡市区長等設置規則（抜粋）◆

（目的）**第1条** 市政の円滑な運営と行政能率の向上をはかるため、市内の区単位に各一名の区長、副区長をおく。

（任務）**第2条** 区長は次の事務を担任する。
(1)諸通知の伝達、資料の収集に関すること。
(2)市政の普及徹底に関すること。
(3)市民の要望の実現に関すること。
(4)市長の諮問を受けて市の施設を管理すること。
(5)その他行政上市長が特に必要と認めること。

（委嘱）**第3条** 区長は、区の推せんに基づき、市長が適当と認める者に、市長が委嘱する。

2 副区長は区長の推せんに基づき、市長が適当と認める者に、市長が委嘱する。

（任期）**第4条** 区長及び副区長の任期は二年とする。ただし、任期の途中において退職した場合、後任者の任期は前任者の任期の残任期間とする。

2 市長は特別の事由があるときは、任期中途において、区長及び副区長の委嘱を解くことができる。

（連絡協議会）**第5条** 区長相互の連絡をはかるため、区の連絡協議会を置くことができる。

2 連絡協議会は区長の互選により、会長を置くことができる。

3 会長は連絡協議会を代表し、その任期は区長の任期に従う。

△注△ この規則は、昭和四十二年四月一日に制定された後、昭和五十年と同五十二年に改正、現在に至っています。

移転・まっ消など登録変更の確認を

自動車・単車をお持ちの方

自動車や単車の変更登録や移転登録、まっ消登録は、登録の変更理由が生じた日から十五日以内にしなければなりません。

自動車や単車の変更などの登録手続きの方法やそれに必要な書類などのお問い合わせは、①軽自動車および軽二輪（二二六～二五〇㎤）は軽自動車協会（京都市伏見区竹田向代町五一の五　☎六九一－六五一六）へ　②その他の自動車は陸運事務所（京都市伏見区竹田向代町五一）へ　③単車（二二五㎤以下）は市役所税務課税係で受け付けています。

軽自動車（六五〇㎤以下）などを所有している方は、登録の住所が前住所のままですと、軽自動車税が、前住所の市町村、課税されます。また、車検のときに必要な納税証明の交付は、前住所地の市町村まで、行かなければなりません。軽自動車などの登録が変更されているかどうかお確めください。

自動車の単車の変更登録や移転登録、まっ消登録は、登録の変更理由が生じた日から十五日以内にしなければなりません。

自動車や単車の変更などの登録手続きの方法やそれに必要な書類などのお問い合わせは、①軽自動車および軽二輪（二二六～二五〇㎤）は軽自動車協会（京都市伏見区竹田向代町五一の五　☎六九一－六五一六）へ　②その他の自動車は陸運事務所（京都市伏見区竹田向代町五一）へ　③単車（二二五㎤以下）は市役所税務課税係で受け付けています。

固定資産税と登記

固定資産税は、毎年一月一日現在の土地や家屋、償却資産などの所有者に課税されます。

▼一月二日以降に土地や家屋などを売買された場合…一月一日現在の所有者に一年分の税額が課税されますので、売った後でも固定資産税を納めいただくことになります。

▼一月二日以降に家屋のとりこわしがあった場合…一月一日現在の現況で家屋等の判定をしますので、この場合でも五十七年度分の課税はされます。とりこわしをされた方は、市役所税務課へ、また、売った方は市役所へ売買の日を連絡してください。

固定資産税と登記

固定資産税は、毎年一月一日現在の土地や家屋、償却資産などの所有者に課税されます。

▼一月二日以降に土地や家屋などを売買された場合…一月一日現在の所有者に一年分の税額が課税されますので、売った後でも固定資産税を納めいただくことになります。

▼一月二日以降に家屋のとりこわしがあった場合…一月一日現在の現況で家屋等の判定をしますので、この場合でも五十七年度分の課税はされます。とりこわしをされた方は、市役所税務課へ、また、売った方は市役所へ売買の日を連絡してください。

従覧日を約一カ月延期

資産税台帳 固定資産税課

例年三月一日から三月二十日まで、固定資産課税台帳を関係者に従覧していますが、ことしは、地方税法の改正手続きなどで、従来より約一カ月遅れる見込みですので、ことしはお願いします。

その後、期日が正式に決まりしだい、広報紙などで通知します。

おめでとうございます

昭和56年12月届出分

区　本人　届出人

六区　清水　伸朗　隆
四区　井福書店会　恵吉
内里区　西田真由美　健次郎
一区　山本　陳允　均
竹園書店　辻本　泉太　翔雄
二区　鈴野利真子　博美
六区　寺本　直弘　弘文
男山地区　大野　千賀　功
中区　石田　義久　光朗
一区　寺山　智史　京巳
竹園書店　吉田　聡磨　芳一
竹園書店　片岡　愛子　政一
男山地区　岩渕　馨子　頼重
二区　野澤　明弘　徳義
竹園書店　本田　千尋　正行
竹園書店　中浦　真代　隆義
石城弓岡　小林　正裕　進一
男山地区　窪永　寛代　一雄
男山地区　大森　宰子　晃
男山地区　小柳　将人　哲雄
三区　上田　裕也　遠勇
石城弓岡　中店　裕美　雄治
二区　鷲丸　志保　敏秋
竹園書店　山崎　博司　達彦
六区　大下　和之　敏彦
竹園書店　中村　未来　利夫
金振区　中賀　繭宗　敏華
四区　加藤　昭光　昭夫
男山地区　角村　佑　敏彦
四区　加藤　和俊　幸彦
男山地区　笠山　理沙　昌利
竹園書店　近山　明樹　隆人
二区　加藤　志穂　幸晃
一区　新町　直也　潤治
竹園書店　鈴木　誠　雅美
男山地区　水野　太一　泰二
二区　吾孫子知香　明
男山地区　松田　優輝　芳之
男山地区　和田　吉将　光雄
男山地区　桑下　孝行　章一
三区　原　篤朗　信男
一区　酒井　一真　治一郎
竹園書店　大原　彩　章
三区　奈井　達郎　克次
六区　山本　義章　一文
吉井松星　松本　典子　昌俊
男山地区　原田　勉　貢
三区　市川美恵子　輝雄
竹園書店　池田　翔太　幸二
竹園書店　松永　将和　和幸
男山地区　桑原　醒子　幸造
男山地区　土河　純　隆行
二区　高田　美緒　英次

区　夫　妻

二区　吾孫子　明　規郎　文子
四区　宮田　隆吉　下條勇季子
竹園書店　河口　幸弘　中野よし子
金振区　長田　六男　橋本美和子
竹園書店　岩井廣之介　北　洋子
石城弓岡　赤松　敏之　松浦さとり
竹園書店　藤内　良一　石川　千明
石城弓岡　宮本　好廣　小田桐邦代
四区　竹田　英一　江喜　洋子
男山地区　樋口　深司　石塚　俊子
一区　長江　一夫　長江雪代子
男山地区　木村　英朗　北野　京子
吉井松星　武林　晃司　衛藤美保子
男山地区　西野　和巳　西野ゆかり
男山地区　梶川　憲之　駒永　典子
竹園書店　東　俊一　稲本あけみ
竹園書店　松田　強　宇治野良子
男山地区　細川　保男　藤田　秀子
二区　木嶋　英樹　中内　厚子
三区　長濱　雅康　前田　玉美
三区　西鍋　和人　福田　美鈴
男山地区　久保田良之　山下有里子
下区　井上　俊男　山本　清吾
上区　栗田　忠広　中村　春美
戸津区　佐野　正和　美代
竹園書店　三宅真次郎　川本　陽子
三区　大林　雷信　高田　祐
石城弓岡　赤松　敏　本戸　祥美
竹園書店　松田　義美　堀　由紀子
竹園書店　中田　一昭　岡田田紀子
男山地区　本村　啓一　後藤　靖子
金振区　溝戸　修　藤井美代子
内里区　仁　信　藤山農業愛
石城弓岡　中小路芳之　能野志津子
竹園書店　高橋　邦男　植木　明美
竹園書店　宮井　克己　芳子　典子

市に住民登録をされている方

市民税 府民税 申告が必要です

昭和五十七年一月一日現在で八幡市内に住所のある方はすべて、市民税や府民税の申告をしていただかなければなりません。

市では、満二十歳以上の方（第二面に掲載の確定申告書を提出する方、給与支払報告書を提出した方、老齢者を除く）に、二月中に申告書を送付しますので、必要な事項について記載し、三月十五日までに必ず申告してください。

申告の必要な方

① 昭和五十七年一月一日現在で市内に住所のある方で、昭和五十六年中に所得のあった方
② 市内に住所がなくても、別宅や店舗のある方
③ 昭和五十六年中の所得金額の多少にかかわらず、寡婦専従者控除を受けようとする方
④ 雑損控除または医療費控除を受けようとする方
⑤ 給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得がある方
⑥ 配当所得のある方で、所得税について源泉選択課税を受けた場合

申告の不要な方

① 所得確定申告書を、税務署に提出した方
② 収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」を提出されている方
③ 昭和五十六年中に、まったく所得のなかった方。この場合は、学生以外の方については、「所得のなかったこと」、学生の方は「学生であること」を記入し、申告書を返送してください。

所得の計算方法

① 雑損控除額＝（損失額－保険金などで補てんされる額）－（所得金額×十分の一または千万円）
② 医療費控除額＝第二面掲載の所得税と同様です。
③ 社会保険料控除額＝②と同様
④ 小規模企業共済等掛金控除額＝②と同様。
⑤ 生命保険料控除額＝支払った保険料の合計額が㋑一万五千円までの場合は全額 ㋺一万五千円を超え、四万円までの場合は支払保険料×二分の一＋七千五百円 ㋩四万円を超え、七万円までの場合は支払保険料×四分の一＋一万七千五百円 ㋥七万円を超える場合は三万五千円
⑥ 障害者控除額＝㋑障害者二十一万円 ㋺特別障害者二十三万円
⑦ 老年者控除額＝二十一万円（年齢六十五歳以上の方で、合計所得が一千万円以下の方）
⑧ 寡婦（寡夫）控除額＝二十一万円
⑨ 勤労学生控除額＝二十一万円
⑩ 配偶者控除額＝㋑一般は二十一万円 ㋺老人（年齢七十歳以上で障害者でない方）は、二十三万円
⑪ 扶養控除額＝㋑扶養親族一人について二十二万円 ㋺老人（年齢七十歳以上で障害者でない方）扶養親族一人について二十三万円（同居の場合としている場合は二十六万円）
⑫ 基礎控除額＝二十二万円

以上が所得から差引かれる金額ですが、それぞれ要件が定められていますので、ご注意ください。

また、所得税においては、ご自身で所得税の税額の計算をして、確定申告書の提出とともに納税することとなっていますが、住民税では所得額などを記載した申告書を提出すればよいことになっています。

申告書に必要な添付書類などは

〈添付書類〉 ①雑損控除を受ける場合＝明細書 ②医療費控除を受ける場合＝第二面掲載の所得税と同様 ③給与所得者で、勤務先から「給与支払報告書」の提出がなかった方＝給与所得の源泉徴収票（持参していただく書類）国民健康保険や国民年金に加入されている方は、昭和五十六年中に支払った領収書を持参し提示していただくか、またはその支払った額を申告してください。

住民税の申告書を提出された方は、事業税の申告はいりません。

無料の納税相談所を開設します

宇治税理士部会主催（宇治納税協会、八幡市商工会共催）の「無料納税相談所」が市役所四階第三会議室で、開催されます。三月に行われるのは、二日（火）、三日（水）、四日（木）、八日（月）、九日（火）で、時間は午前十時から午後四時までです。お気軽にご相談ください。

申告（納税）相談日程表

区分	実施日	実施時間	対象地区	会場
所得税 住民税（事業税）納税相談	3月5日(金)	午前9時30分から午後4時まで	市内全区域	八幡市役所4階大会議室
	3月6日(土)	午前9時30分から正午まで		
	3月8日(月)	午前9時30分から午後4時まで		
	3月9日(火)			
	3月10日(水)			
	3月11日(木)			
	3月12日(金)			
	3月13日(土)	午前9時30分から正午まで		
	3月15日(月)			

(※)上の表は、市内全区域を対象とした納税相談実施日で、各地区に出張しての納税相談は、2月17日から3月4日までの日程で現在実施しています。（お知らせをご覧ください）

所得税の還付申告をされる方へ

▼給与所得者の還付申告用の確定申告書の様式が、わかりやすく簡単になりました。「申告書の書き方」を参考にして、自分で正確に書いてください。

▼還付される税金は、あなたが預金している銀行、信用金庫、農協等の預金口座に振込むができます。申告書の所定の個所に、銀行名（支店の場合は支店名まで）、普通預金・当座預金の種類および口座番号を必ず記入してください。

▼早く申告すれば、税金の還付も早く受けられます。

職員給与状況をお知らせします

市の財政状況や人件費については、議会や広報を通じて公表してきました。今回、昭和55年度の決算状況と昭和56年度の当初予算の内容をもとにして、市職員の給与状況についてお知らせします。

1、人件費の状況

人件費とは、職員に支払う給与のほか、市議会議員、各種委員に支払う報酬などを含んだものです。八幡市の場合、昭和五十五年度普通会計の決算全体に占める人件費の割合は、表1のようになっています。

2、職員給与費の状況

職員給与費は、給料、期末勤勉手当、その他の手当から構成されています。その他の手当には扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職手当などがあります。（表2）

表1　人件費の状況　（普通会計決算）

住民基本台帳人口 昭和56年3月31日現在	歳出額（A）	人件費（B）	人件費率（B/A）
65,639人	11,283,628千円	2,948,953千円	26.13 %

表2　職員給与費の状況（普通会計予算）　〈昭和56年4月現在〉

区分	職員数（A）	給与費 給料	期末勤勉手当	その他の手当	計（B）	1人当り給与費（B/A）
56年度	679人	1,365,145千円	614,218千円	317,635千円	2,296,998千円	3,382千円（税込み）

表3 平均給料月額と平均年齢　〈昭和56年4月現在〉

区分	一般行政職 平均給料月額	平均年齢
八幡市	164,000円	30.4歳
国	196,235円	40.0歳

3、平均給料月額と平均年齢

八幡市と国の比較は、表3のようになっています。なお、この表は、本市における職員構成比が一番高く、代表的な職種である一般行政職の平均です。このなかには、税務、水道、消防、技能、幼稚園などの職員は含まれていません。

表4　初任給の状況　〈昭和56年4月現在〉

区分		八幡市 初任給	八幡市 採用2年経過日給料額	国 初任給	国 採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	118,600円	137,700円	97,000円	106,900円
	高校卒	97,000円	112,900円	82,000円	87,200円

4、初任給の状況

表5　経験年数別平均給料月額　〈昭和56年4月現在〉

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	184,700円	221,000円	264,700円
	高校卒	158,700円	178,300円	240,800円

5、経験年数別平均給料月額

経験年数とは、職員として在職した期間をいいます。

表6　等級別職員数の状況

区分	1等級	2等級
標準的な職務内容	部長・課長およびこれに相当する職	課長補佐・主事およびその他の職
職員数	56人	358人
構成費	13.5%	86.5%

6、等級別職員数の状況

職員の給料は、給料表によって支給されています。本市の一般行政職の給料表は、その職務と責任に応じて2つの等級に分かれています。（表6）

表7　期末勤勉手当の支給状況

年度	区分	八幡市 期末	八幡市 勤勉	国 期末	国 勤勉
55	6月	1.4月分	0.5月分	1.4月分	0.5月分
	12月	1.9月分	0.6月分	1.9月分	0.6月分
	3月	0.5月分	—	0.5月分	—
	計	3.8月分	1.1月分	3.8月分	1.1月分

7、期末勤勉手当の支給状況

期末勤勉手当は、6月、12月、3月の年3回、支給しています。（表7）

表8　退職手当の支給状況　〈昭和56年4月現在〉

区分 勤続	八幡市 自己都合	八幡市 勧しよう	国 自己都合	国 勧しよう
20年	25.2 月分	48.24 月分	21.0 月分	31.5月分
30年	49.5 月分	75.6 月分	41.25 月分	59.4月分
35年	57.75 月分	86.4 月分	48.125月分	69.3月分
最高限度額	72.0 月分	86.4 月分	60.0 月分	69.3月分
1人当り平均支給額	7,915千円	21,350千円	—	—
平均勤続年数	16年3月	28年1月	—	—

8、退職手当の支給状況

退職手当は、退職時の給料をもとにして、勤続年数に応じて定められた支給率を乗じて計算します。また、長期勤続者などで一定年齢に達した職員（勤続二十年以上、五十五歳以上）には、退職手当を割増しする勧しよう退職の制度があります。退職手当の支給状況は次の表8のとおりです。なおこの表に掲げる平均支給額と平均勤続年数は、昭和五十五年度に退職した職員の平均です。

支給額および取扱いについては、八幡市を含む府下三市三十二町村などで組織している京都府市町村職員退職手当組合の条例で決められているので、加入している市町村は、いずれも同じ基準を用いています。

9、特別職の報酬等の状況

市長や市議会議員などの特別職の給料、報酬の月額は、左の表9のとおりです。

表9　特別職の報酬等の状況

区分		三役		議員	
給料報酬	市長	580,000円	議長	270,000円	
	助役	490,000円	副議長	230,000円	
	収入役	480,000円	議員	215,000円	
期末手当等支給割合	6月	1.9月分	6月	1.9月分	
	12月	2.5月分	12月	2.5月分	
	3月	0.5月分	3月	0.5月分	
	計	4.9月分	計	4.9月分	

なお、公表様式は、自治省からの給与等公表様式によるものです。

ともに生きる

座談会

出席者（順不同）
土居　勝行さん（京都府ろうあ協会八幡支部長）
中村　節男さん（同支部事務局長）
増田　勇さん（同支部文化部長）
井上　典子さん（八幡市手話サークル会長）
桑山久美子さん（同サークル書記）
前川美智子さん（八幡市登録手話奉仕員）

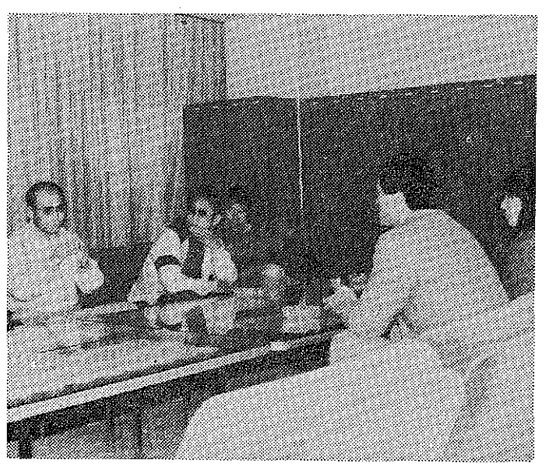
手話で「ろうあ者問題」を熱っぽく語るみなさん

一軒一軒趣旨を説いて支部結成

土居　まず、ろうあ協会八幡支部を結成するまでの私たちの取り組みについてお話したいと思います。

私が兵庫県から八幡市に移ってきた当初、ろうあ者はずっと家に引きこもりがちで、ろうあ者同志でも会う機会が少なくて、たいへんさびしい思いをしていました。そこで私は、京都の聴覚言語障害センターの職員と二人で、ろうあ者の家庭を訪ね、ろうあ協会の趣旨などを説明して回ったんです。

最初は話がなかなか通じませんでしたが、何回も話をしていくうちに、次第に交流を深めていきました。それでみんな、だんだん仲間が分かってくれるようになって支部を結成することができたのです。

同時に、ろうあ者が病気になった時、事故にあった時、子どもの教育の問題――など肝心な問題について通訳ができるように、と手話サークルを結成して勉強をはじめたわけです。そして今では、毎週木曜日にろうあ協会に入っているろうあ者たちが健聴者のみなさんの手話指導をしたり、料理教室や、旅行、研修会のことなど、いろんなことについて話し合いができるようになり、楽隠らしく思っています。サークルはとても楽しく、心が豊かになる思いです。

これからも、健聴者の中に、そういう輪がもっともっと広がっていって欲しいと思っています。とくに、今来ているのは看護婦さんとか病院関係者のみなさんにもっと、ろうあ者について理解していただき、手話を広げていこうということです。

司会　育児、教育、社会生活上の問題などについての苦労話とか、日ごろ、感じておられることがあればお聞かせください。

土居　私たち夫婦は、ともに耳が聞こえませんが、子どもは健聴です。子どもの言おうとすることは、普通は目を見れば大体分かるんですが、何か急に言われた場合は分からないので双方、行き違いがおこることがあるんです。妻は口話が上手なので子どもに絵本などを読んでやったりしていますが、私は慣れていないので、私が読んでやろうとすると、変な顔をしたり、時には泣き出したりしたこともあります。

また、長男が小学四年生のとき、野球チームに入ったわけですが、そこで友だちから「お前のお父さんは耳が聞こえないんだろう」と言われて好きな野球もする意欲がなくなり、チームをやめたこともあります。また、小学六年生の頃ですが、ある日子どもが家に帰ってくると、

増田　私の場合も、夫婦ともにろうあ者で、子どもは健聴です。絵本などを読んでやるときは、身ぶり、手ぶりでします。学校でもいじめられたことがよくあり、近所の子どもたちと集団登校するときでも、よくのけ者扱いにされることがあります。それで、子どもが学校を休むようになったんで、私はむりやりに連れていき、その後、仕事に出かけていったこともありました。

授業参観のときでも、妻が行っても、何のことか分からない。先生にプリントをもらって、それを先生ともに聞かれても分からない。隣の人に読んでもらうことがあるんですが、それでもなかなか分からない――ということで大変苦労しました。また、買い物などの日常生活、旅行や回覧板など町内行事などについて、近所の人たちは援助してくれるので非常に助かっているわけですが、時にはのけ者にされたと感じることもあります。

土居　冒頭の問題ですが、長男は、健聴である妻の母親と一緒にいたのでしゃべるのを習かったようです。やっぱり、言葉の話せる人たちと一緒にいればそれだけ早くしゃべれるようになると思います。

司会　今、みなさんから苦労話などをお聞きしました。それでは私たち健聴者は、ろうあ者に対してどのようにかかわればいいのか手話サークルの方だけでなく、市内のある私立保育園の保母さんたちも頑張っておられる――という話をお聞きしましたが…前川さん、いかがですか。

手話講習を通じて広がる心の輪

前川　市内の私立保育園へ昨年四月に、同障害者の、社会への「完全参加と平等」を実現するために、今年から、向こう十年間の国際障害者年事業に取り組べ、昨年十二月末にその第一年目を終えました。そこで今回は、ろうあ者の社会への「完全参加と平等」の現実の姿はどうなのか、どうあるべきなのか――などについて、ろうあ者の方々をはじめ、手話奉仕員らボランティア活動をしておられる方々を招き、座談会を開きました。（座談会の手話通訳は、福祉課職員が担当）

この「共に生きる」の企画の編集は、総務部秘書広報課が行いました。

市の花 さつき

住居の新築・購入者にプレゼント

市では毎年、住居を新築または購入された方を対象に、その記念として市の花「さつき」を無料でプレゼントしています。今回の対象者は、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までに、自分の住む住居を新築または購入された方です。

「さつき」の引き渡し日は、三月二十六日（金）から二十八日（日）までの三日間で、市役所前広場で、午前九時から、午後四時までの間にお越しください。

親がろうあ者の子どもさんが入園したんです。入園式のとき私が一緒についていったんですが、その時、先生から「手話ができれば同親との連絡がスムーズに行くのに……もし、時間があれば、教えてくれませんか」と言われました。それで、四月の中ごろから手話講習会をしようということになったんです。毎週一回、全部で十回、保育園で本当に必要な単語などを先生方にあげてもらってそれを中心に行いました。それで、懇談にやってみて、先生の方が積極的なのに本当にびっくりしました。私が〝教えてあげる〟ではなくて、私が手話で話しているとき、片っぱしから全部まねされているんです。本当に覚えようとする気持ちが、すっごく強度に出ましたからねえ。何というか、これは放っておけないという気持ちになりました。やる前は正直言って、非常に心配してたんですが……。しかも、先生方は、識習で覚えた手話を、保育園に実際に使っていました。それで両親とも、うまく連絡ができるようになりました。先生の手話が間違っていれば、母親が注意して教えてあげ、先生はこれを改めると同時に、いろいろな手話を教わる――こういうふうに両方ができて、講習の意義は非常に大きいものがあったと感じています。

話は変わりますが、今、私が一番やりたいことは、外に出ていろうあ者の方を誘い出し、一緒に交わっていく、ということです。手話サークルに参加できるろうあ者の方は、健聴者と交流できるので、楽しませたと思うんです。今後サークルとしても、こういう問題を取り上げていくことが必要だと思います。

肩ひじ張らず障害者と関わりを

井上　私は手話サークルに入って二年と少しで、手話の方も何となく通じる程度になりました。今では、手話を覚えることにすごく興味があって、これからは、ろうあ者とどうかかわっていけばいいのかと迷っているところです。ただ、私はろうあ者だけでなく、目の不自由な人とか聴覚障害者とか、いろいろな障害者とそうでない人とかかわっていくことが大切ではないかと思いますが…。でも現実には、障害者はハンディキャップがあるの。しかし、健聴者がそれを「かわいそう」などと決めつけることに二重の障害を背負うことになると言われます。むずかしいことだと思いますが、私は、もっと根本的なところで人間として理解し合うことで、障害者の方とも、別に肩ひじ張らずにかかわっていけるのではないかと思っています。

前川　統合教育とよく言われますが、すごく大事なことだと思うんです。でも、問題はその中味であり、周囲の働きかけではないでしょうか。ただ一緒に生活したり、保育園に入れているからそれでいいんじゃない？……。こういうことができれば、本当に保育園、小、中学校からずっと一緒に生活してもらえる社会になるんじゃないかと思うんです。むずかしいことですが。

司会　今、手話サークルで活動をされていますが、そこでの課題とろうあの方々への要望などは。

手話は単に技術だけではだめ…

桑山　私は五十五年の四月に八幡に来て、その年の六月頃に手話を始めたんです。今、枚方の病院で事務をしていますが、今ごろに、ろうあ者の方が一人通院しています。病院では、手話ができる看護婦さんがいないので病状が先生にうまく伝わらないことがありました。ただあとで、たまたま、枚方の手話サークルの会員さんも通院されていることがわかり、今ではその人と私と二人で通訳をしていますが…。

以前のことですが、口話と手話をできない、未就学に近い六十歳くらいの女性のろうあ者の方が交通事故で運ばれてきたとき、大変だったことを、手話通訳のできる看護婦さんから聞きました。その内容は最初、被害者のご主人を連れてきて（夫婦ですから身ぶりでも大体わかりますから）、ご主人から手話がわかる看護婦さんへ、それから医者へ、というように伝達通訳をしようとしたんですが、はじめの一週間はご主人と通訳がとれないのと、手話のできる看護婦さんが一人しかいなかったので、大変あわてたそうです。私はその時、手話の必要性と手話は単に〝技術〟だけではいけないんだなあ――ということを痛感したわけです。

司会　病院での話が出ましたが次にお子さんの教育についてお話をうかがいたいと思います。増田さん、いかがですか。

学校では授業参観が行われますが、出席していません。たとえ行ってみても何も分からないからです。それで、いつも帰ってきた子どもから学校での様子を聞くことにしているんです。

中村　両親がろうあ者であることを子どもに理解させ、子どもの友だちにもこれを理解させて、ろうあ者の問題をもっと広めていくべきだと思います。

障害もひとつの個性のあらわれ

井上　一般的にいって、障害者に対しては「かわいそうな人」とか「不幸な人」という決めつけみたいなものがあると思うんですね。絶対にそんなことはないんで、障害も一つの個性だと言われるでしょ、私たちでは感じることのできない〝やさしさ〟や〝温かさ〟などをもっているとも言えます。こういう理解があれば、みんなそれぞれ生活の中で幸せに生きていけると思います。

前川　両親がろうあ者の子どもは一般に、健聴者と話すときは声が大きく、両親と話すときは声が小さいようです。それは、子どもの意思が、声を出さなくても親には通じるから自然にそうなるんです。

また、子どもがよくいたずらをしますが大人からみると悪い見えるだけで、子どもは、自分の気持が聞いてもらえないから、知ってもらおうと、何か目立つようにしているんです。だから時間の許す限り聞いてやることが大切です。

司会　ろうあ者の方から桑山さんやサークルの方々への注文は。

土居　手話サークルの人たちも、今以上に基礎勉強をして上達していって欲しい。ろうあ者の手話がわかりにくい場合など遠慮なく質問するなどして…。

井上　以前、交流会に行ったとき、ろうあ者の大学生が「政治や経済の話を、健聴者と手話で話したいんですが、周囲にそういう話ができる相手がいない」と言われてました。日常の簡単な手話だとできるけど、専門的なことになると、話題にすることすらほとんどない。だから、健聴者はみんなそれくらいの勉強をして欲しいと言ってました。なるほど、そうかなあと思ったんです。

土居　これは要望になりますが、ろうあ者だけでなく、いろんな障害者のために、障害者が一堂に集える〝福祉センター〟をつくって欲しいと思います。

司会　どうも遅いなか、長時間ありがとうございました。

第4回 健康大会
日時　昭和五十七年三月二十日（土）午前十時～正午まで
会場　市役所四階大会議室
講演　テーマ「美しく老いる」
講師　早川　一光氏（福川病院院長）

おめでとうございます

結婚

出生

昭和56年12月届出分

区	本人	届出人
八幡市	石橋弓岡	山内雅夢子
八幡市	男山地区	沖川　雅春
八幡市	吉井松里	横田久美子
八幡市	竹園香呂	土方　優
八幡市	男山地区	松尾　浄
八幡市	男山地区	河原崎由香
八幡市	男山地区	島村　怜
八幡市	男山地区	中村公代
八幡市	男山地区	川副あつこ
八幡市	男山地区	藤山　隆二
八幡市	竹園香呂	黒石　貴文
八幡市	男山地区	嶽　健太郎
八幡市	竹園香呂	寺見　崇司
八幡市	男山地区	升山　希
八幡市	石城弓岡	片見　潤司
八幡市	男山地区	米田　梓
八幡市	竹園香呂	関口原冬美
八幡市	男山地区	山上　和香
八幡市	内里区	鈴木　太一
八幡市	石城弓岡	赤澤　昌吾
八幡市	上区	上村　健太
八幡市	三区	米村　幸祐
八幡市	竹園香呂	太戸　雅之
八幡市	男山地区	林　良徳
八幡市	二区	森　晃亮
八幡市	美濃山区	堀口　尚子
八幡市	竹園香呂	北川　友美
八幡市	男山地区	竹原　智子
八幡市	男山地区	砂口　弥子
八幡市	男山地区	岩岡　純子
八幡市	一区	田村　昌之
八幡市	吉井松里	豊川　良平
八幡市	石城弓岡	西田　麻理
八幡市	男山地区	山本　迪
八幡市	男山地区	外尾　尊英
八幡市	男山地区	高須賀史和
八幡市	竹園香呂	高木裕美子
八幡市	一区	津高　雅基
八幡市	美濃山区	西村　康孝
八幡市	男山地区	三嶋　伸吾
八幡市	二区	辻井　智子
八幡市	男山地区	井川原　充
八幡市	二区	西村　孝子

昭和56年10月届出分

区	夫	妻
八幡市	竹園香呂　山本　裕介	英之
八幡市	男山地区　左近頭三郎	慶田　真美
八幡市	男山地区　坂本　良一	谷畠　郁子
八幡市	男山地区　土居　義	佐野　夢子
八幡市	石城弓岡　丹野　守	仲宗根のぶみ
八幡市	二区　澤井　優	中村佳苗子
八幡市	三区　出水　美成	吉田　知代
八幡市	二区　丸岡　勝彦	小林　慶憲
八幡市	六区　福本　茂	吉嶋　秀子
八幡市	上区　和田　知二	加藤城京子
八幡市	美濃山区　吉川　公雄	澤井　洋子
八幡市	三区　尾竜　政雄	奥田智津子
八幡市	内里区　山内　義正	上田タ子
八幡市	下区　井上　雅文	三矢　佳美
八幡市	美濃山区　富田　利也	中村しのぶ
八幡市	三区　奥崎　健之	太部　雅代
八幡市	六区　北村　正明	奥田　広子
八幡市	六区　太野　重春	和田　節子
八幡市	六区　桝井　敬利	三村　百月
八幡市	四区　橋本　洋介	児島富美子
八幡市	六区　福田　政幸	丸岡世津美
八幡市	吉井松里　服部　恵一	湯川せつ子
八幡市	三区　藤岡　良一	仲山　妙子
八幡市	男山地区　鷹野　良朗	辻村　節子
八幡市	男山地区　市丸　照調	宅間美寿子
八幡市	一区　井上　光久	菅　都子
八幡市	男山地区　岡本　拓也	佐野　治美
八幡市	石城弓岡　佐古　憲治	桝田美保美
八幡市	竹園香呂　亀川　知保	長原　順子
八幡市	男山地区　矯本　哲司	三島美由紀
八幡市	三区　前川　義幸	山下　一憲
八幡市	五区　中田　章	瀬谷　淳子
八幡市	男山地区　福島　祥隆	深瀬　琴子
八幡市	竹園香呂　佐藤　昌久	藤瀬　美智
八幡市	三区　域戸　宏朝	小春ひとみ
八幡市	一区　金原　猛	河本　敦子

はばたけ新成人

一月十五日の「成人の日」、市役所四階会議室で〝はたち〟の門出を祝うつどいが開催され、今年も大人の仲間入りをした若者たちが、それぞれの思いを胸にして同式典に参加されました。

今年、成人式を迎えたのは、昭和三十六年四月二日から昭和三十七年四月一日生まれのみなさんで、昨年よりも三十七人多い六百三十四人。（男子三百一十一人、女子三百二十三人）

つどいは、新成人を祝福する記念式典（市主催）と新成人でつくる実行委員会（寺岡義晴さん、井口善美さん代表）が企画した立食パーティの二部からなるもの。厳肅なうちに行われた式典では、西村正男市長をはじめ、来賓のみなさんからお祝いの言葉が新成人に贈られました。また、市明るい選挙推進協議会と市選挙管理委員会が募集していた新成人「感想文」二十歳の発言」で、優秀作に選ばれた横本隆さん（八幡十丁）と橋本年弘さん（男山八幡）の作品が同式典で発表され、参加したみなさんから惜しみない拍手が送られていました。

第二部は、一部の記念式典とうって変わって、なごやかな立食パーティ。会場では、思い出話に花を咲かせたり、実行委員会のみなさんが企画したゲームで「成人の日」のひとときを楽しく過ごされていました。

外国の留学生も市で成人式

成人式に参加された三百五十八人に混って、本市に居住する外国人留学生も「成人の日」の祝福をうけられました。

この人は、京都イングリッシュセンターで日本語などを勉強中のデビッド・チャリッパスさん（アメリカ・ペンシルベニア州出身）と岡山経大学でアジア研究をしているキャスレス・ブラウン・エリザベスさんの二人。「日本やこのような祝福をうけることは思ってもいませんでした」とうれしそうに語っておられました。

デビッドさんは今月まで、キャスレスさんは六月まで日本で勉強し、母国へ帰るということでした。

☆……☆

年々下降する選挙への関心

新成人アンケートから

市明るい選挙推進協議会と市選挙管理委員会では、今年、成人になる男性三百八人、女性三百八人の計六百十六人（昨年八月の調査にもるもので、新成人の数字とは異っています）を対象に、選挙に関するアンケート調査を実施しました。回答が寄せられたのは、対象者の三五・七一％にあたる二百二十人（男性百九人、女性百十一人）で、それによると、選挙に対する関心が年々低下していることが明らかになりました。

調査の内容は、「選挙に関心をもっているか」「選挙権は国民の重要な基本的権利だと思うか」「あなたが有権者となったとき投票するか」「特定の支持政党があるか」――など、十項目。このなかで、選挙に関心があるかとの問いに、「ある」と答えたのは四九・一％で、昭和五十四年＝七七％、五十五年＝六三％に続き、下降を続けています。しかし、有権者になったとき投票するかとの問いには、「投票する」と答えた人は昨年の八六・六％より減少したものの、七七・二％と多く、このことから「選挙にはあまり関心がないが、投票はする」という若者が多いことがうかがえます。

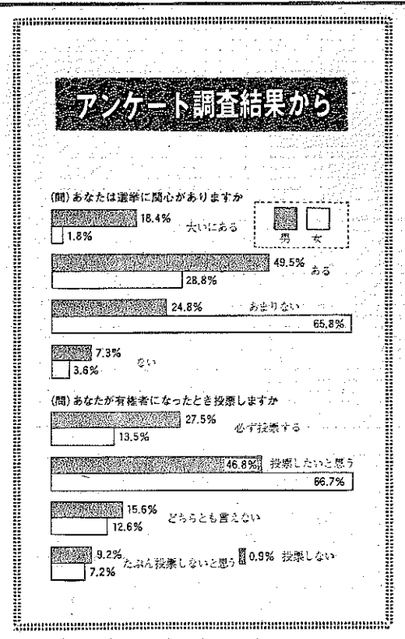

火災・救急統計

	57／1	56／1
救急件数	117件	98件
搬送人員	134人	101人
火災件数	1件	0件

それぞれの思いを胸にして、成人式のつどいに出席したみなさん（市役所4階で行われた成人式で）

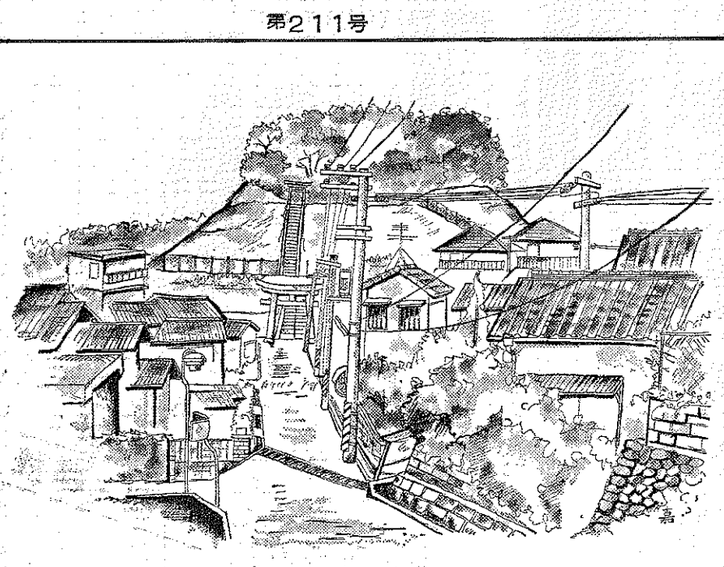

小高い場所から狩尾神社を望むと、まるでいらかの波の上に浮かぶ小さな島のようである

やわた散策

新興住宅地にそびえる〝狩尾神社〟

―25―

狩尾神社（とがのおしんしゃ）

狩尾神社は男山の西方、橋本賀尾にある。春日ヶ丘、栗ヶ谷の宅地開発によって、その麓にまで新しい住宅の波が押し寄せている。

地崩れを防ぐため、セメントで塗り固められた姿を見て、〝プリン山〟と称する人もいる。垂直に近い階段を、やっとの思いで登り切ると、残り少ない樹木におおわれた社殿がある。

現在、狩尾神社は八幡宮の摂社であるが、八幡宮の遷殿以前からこの地にあったという古い歴史をもっている。社の遺構は、旧図によりそれぞれ異っているが、今のは慶長年間（一五九六～一六一四）に造営されたものを原型としている。すなわち、三所一棟に三扉春日造の組戸を外陣に構えた大形とし、東西に玉垣が設けられている。

この社は橋本地区の氏神として、毎年九月（現在は十月）二十五日に例祭が行われ、巫女も随従していた。今はなくなったが、正月初旬に社の西に的を掛けて行う弓始めの式や、正月、五月、九月には連歌の奉納、奉祭なども催された。これらの催しは、八幡宮社士であった藤倉、橋本両氏が奉ていた。

社名は元からある地名にちなんで付けられた。「斗戦尾」と記す古書もある。『風土記』によると、このあたりは山城国久世郡に属し、大いに樹材を産し、鳥もたくさんいたという。

開化天皇三年の冬、数日にわたって、この山に光が出た。人々はこれを怪しみ恐れた。聖川宮に尋ねたところ、清域という人がやってきて、彼はよく観察したうえで、人々に山狩りを命じると、今まで見たこともない、大きな黒い羽を持った鳥が現れた。清域は他の鳥を捕えて聖川宮に奉じたという。この地は、清域が翼鳥を狩った所であり、その時以来、この地名が付けられたと、『男山考古録』に記している。

☆手づくりタコ広場を駆ける

わかたけ保育園

好天に恵まれた一月二十六日わかたけ保育園児によるタコあげ大会がさつき公園グラウンドで行われました。

午前十時、先生に引率され、自作のタコを持ってグラウンドに集まった二歳から五歳児までの九十人の園児たちは、先生から、「ころばないように元気にタコをあげましょう」と注意をうけて、さっそくタコあげ大会の開始。

この日、持ち寄ったタコは、一月初旬から画用紙に細い木を当てて作ったものや画用紙をラセン状に切ったもの、ビニールのゴミ袋を利用して作ったものなど数種類を製作し、そのなかで各自一番お気に入りのもの。しかし、この日は風も弱く、ひとつとして大空高く舞い上がるタコはなかったものの園児たちは自分のタコの糸をぴっぱって、元気にグラウンドを駆けまわっていました。

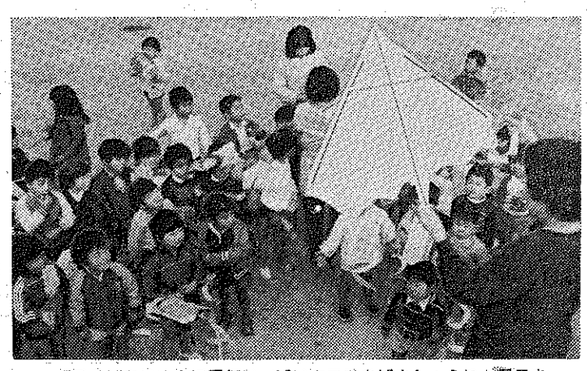
「ころばないように元気いっぱいタコをあげましょうね」保母さんから注意をうけて、これからタコあげ大会（さつき公園で）

☆昔ながらの遊びを楽しむ…

五区子供会

子どもたちに昔ながらの祝正月のおい気を味わせてあげようー――と、一月十七日、五区子供会（西川泰一会長＝五百二十人）では、カルタ取り大会とタコあげ大会を開催しました。

同区は、宅地開発に伴って人口が急増した地区で、このため新旧住民の交流を目的に、今までに区民運動会や盆おどり大会、ソフトボール大会などが取り組まれており、今回の催しも、そのひとつとして行われたものです。

カルタ取り大会は、午前九時三十分から開催会所で行われ、同区の小学校一年生から中学校三年生の子どもたち百五十人が四つのグループに分かれて参加。競技が続けられると、十人から十二人でつくる輪の中に並べられた絵札を求めて、子どもたちの白熱したゲームが展開されました。

この大会で好成績をあげた子どもたちには、グループ別にそれぞれ記念品が贈られました。

また午後からは、子どもたち自作のタコあげ大会が本蕨川堤防で行われ、やっこダコ、角ダコなど、約百匹もおよぶタコが本蕨川堤防をうめました。

カルタ取り大会での入賞者は次のとおりです。（敬称略）

小学校一・二年生の部〈全位〉田野春実〈二位〉泰下れいか
小学校三・四年生の部〈一位〉岡田知子〈二位〉遠藤うた子
小学校五・六年生、中学校一～三年生の部〈一位〉長谷川由巳〈二位〉西本いく子

献血手帳がなくても輸血が受けられます

日本赤十字社では、四月一日から、献血歴の有無にかかわらず、血液の供給が受けられるよう、献血手帳様式の一部改正を行います。

いままでの献血制度は献血者とその家族に対して優先的に還元されることから〝まさかのときの預血〟的な意味が強く、年齢や健康上の理由などで献血ができない農業家族に経済面や精神面で負担をかけていました。この改善から今回の改正は、献血制度の基本理念であるのです。

具体的には、献血手帳の供給が制限されて新しい手帳が四月一日以降に献血された方に交付されるとともに、従来から行われていた六項目の血液生化学検査の結果が今回から献血者全員に通知することによって健康管理が図られます。また、健康相談室も開設され検査結果等に関する相談にも応じます。

現在、献血手帳をお持ちの方で新しい手帳への切換えは、個人所有分については献血時に、また、地区や団体がつくっている献血組織保管分については会員の献血時に切換え、一括切換えは行わないことになっています。なお、献血手帳は事件の記録として、また、献血功労者表彰の基礎資料として使用されます。

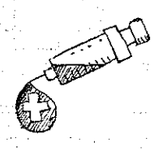

57年4月1日から

盤上に熱戦を繰り広げて―

市民囲碁・将棋大会

市文化振興会と市教育委員会が主催する「市民囲碁・将棋大会」が一月二十四日、市役所四階会議室で開催されました。

この大会は、同主催者が新春の一日を囲碁と将棋で楽しく過していただこうー――と出場者を募っていたもので、囲碁、将棋をあわせると百十七人の方々が参加されました。

午前十時、初級、中級、上級のクラス分けをしたあとで、クジ引きによって対戦相手を決定――。ほとんどの人は、対戦者とは初の対局とあって少し緊張気味でしたが、すぐに持ち前の力を発揮して盤上に熱戦を繰り広げられていました。

競技方法は、囲碁は三局打ち将棋はトーナメントで、クラス別に優勝者と準優勝者が選ばれ、それぞれ記念品が贈られました。

市民囲碁・将棋大会での入賞者は次の方々です。（敬称略）

囲碁〈上級の部〉優勝＝神原豊慶（八幡神原九六）・準優勝＝岡谷雅一（八幡開内三七―八二）〈中級の部〉優勝＝小泉猛（穂本米ノ尾四）・準優勝＝伊藤繁治（男山泉一七―一）〈初級の部〉優勝＝山本保清（橋本栗ケ谷五三―六五）・準優勝＝為栗英夫（男山石城二・B二九―二〇八）

将棋〈上級の部〉優勝＝山本保清（橋本栗ケ谷五三―六五）・準優勝＝井畑義巳（八幡吉野垣内五―一）〈中級の部〉優勝＝岡本勝行（男山松風二―一―一四）・準優勝＝坂井俊雄（橋本栗ケ谷二六上―三五七）

囲碁・将棋大会で、小さな盤上に火花を散らすみなさん（市役所4階の会場で）

春の全国火災予防運動 ～二月二十九日～三月十三日

二月、三月は、空気が非常に乾燥し、強い風が吹くことが多く、加えて暖房器具などの火気使用もあって、一年のうちでも火災の多い時期です。火災を出さないために一人ひとりが火の元に注意しましょう。

〝防火標語〟三氏の作品が入選

市消防本部が広く市民のみなさんから募集していた防火標語に、三十六点（九氏）の作品が寄せられ、審査の結果、次の三点（三氏）が選定され表彰されました。

◆くらしの火　つかい上手に　けし上手　小川米子さん（橋本栗ケ谷五四）
◆確かめる　心が防火の　第一歩　小川義雄さん（橋本栗ケ谷五四）
◆お母さん　一課の終りに　火の始末　植村好一さん（八幡十丁一〇八）

第3回 障害児教育を考える
市民シリーズ講座

「障害をもったすべての子どもたちに、人間としてより豊かな発達を願って、障害児教育の正しい理解と認識を」――を主旨に、障害児教育を考える市民シリーズ講座を実施します。今回は、障害児（者）、父母、関係者の貴重な体験や取り組みなどのほか、願い、悩みを集約する場としたいと考えています。市民のみなさんの参加をお願いします。

※　当日、会場に保育所を開設しますので、幼児づれの方はご利用ください。

日時　昭和57年3月6日（土）午後1時30分から4時まで
場所　男山公民館
内容　（1）全体会（午後1時30分から午後2時10分まで）
▶障害者・父母・関係者の意見発表
（2）分散会（午後2時20分から午後4時まで）
▶3つの分散会で障害児をもつ親の悩みや願いなど自由に発言していただきます。

ゆとりができたら――国民年金保険料の追納を

国民年金の強制加入者（農業・自由業者などで、経済的理由、保険料を納めることができないとき、免除の申請をすれば、その期間、保険料が免除されますが、この期間の年金額は三分の一になってしまいます。将来、安心した年金額がもらえる年金の給付を受けるためにも、生活にゆとりができたら保険料を追納しましょう。

〈保険料の追納〉免除期間の保険料は、十年前までのぼって、当時の保険料額で納めることができます。（追納した期間の年金額は、保険料を普通に納めたとき同じように計算されます）このため、一度に納めることができない場合でも、十年を過ぎていない古い免除期間から順に、計画的に納めていただくと有利です。

追納するときは、十年を過ぎると免除期間の保険料は納めることができません。また、老齢年金や遺族年金を請求するまでに追納しましょう。

追納する場合の1カ月当りの保険料　（単位：円）

免除期間	昭和47年2月から昭和47年6月まで	47年7月から48年12月まで	49年1月から49年12月まで	50年1月から51年3月まで
保険料額	450	550	900	1,100

免除期間	51年4月から52年3月まで	52年4月から53年3月まで	53年4月から54年3月まで	54年4月から55年3月まで	55年4月から56年3月まで
保険料額	1,400	2,200	2,730	3,300	3,770

経験と能力を生かした親切・ていねいな仕事ぶりが好評です

シルバー人材センター

こんな仕事に、「シルバー人材センター」に登録をしてください。

シルバー人材センターは、国や府の援助のもとに、市が運営している組織ですから、安心して任せていただけます。

▼一般事務の運営事務、清掃、伝票整理、ポスター作成など
▼大工や左官・ペンキ塗りなどの小修理や庭木のせん定など
▼留守番や介護、掃除、整備など
▼その他、屋内外の軽作業

仕事のご用命は…
（☎）九八三―一一一一（内線二五〇）または九八三―〇八二三

ぷち知らせコーナー

◎ご協力いただける方は　市役所福祉課（☎九八三―一一一一内線二三九）へ

★外国人も児童手当などの支給対象に

児童課へ申請を

昭和五十七年一月から、申請によって児童扶養手当、特別児童扶養手当および児童手当が支給されることになりました。次に該当する支給対象者は、市役所児童課へ申請してください。

〈児童扶養手当〉①父が死亡した児童②父母が婚姻を解消した児童③父が重度の障害者（おおむね身体障害者手帳一～二級程度）である児童④父の生死が一年以上明らかでない児童⑤父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童⑥父から一年以上遺棄されている児童⑦婚姻によらないで生まれ、父から認知されていない児童⑧棄児などで出生の事情がわからない児童――のいずれかに該当する十八歳未満の児童（おおむね中度の障害のある児童の場合については二十歳未満）を養育している母、または母以外の養育者に支給。

〈特別児童扶養手当〉中度、重度の身体障害、精神障害または日常生活を制限される程度の病気のある児童（二十歳未満）を養護している父母、父母に代って養育している人に支給。

〈児童手当〉十八歳未満の児童を三人以上養育しており、そのうち一人以上が義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）であって、その人の前年の所得が一定の額（児童課へおたずねください）に満たないこと。なお、児童は自分の子である必要はありません。

◎お問い合わせ　児童課（☎九八三―一一一一内線二三三）または、府児童家庭課（☎四五一―八一一一内線三三三）へ

★朝鮮半島・台湾出身者に永住許可！

大阪入国管理局で手続を

昭和二十年九月二日以前から引き続き日本に在留する朝鮮半島および台湾の出身者、その直系卑属（子孫）として日本で出生し引き続き在留している人たちに対して、申請により永住が許可されることになりました。

▼申請できる方　次のいずれかに該当する方です。

①昭和二十七年四月二十八日の平和条約発効の日に日本国籍を離脱した方で、昭和二十年九月二日以前から申請の日まで引き続き日本に在留している方。②前記①に該当する方の子として、昭和二十年九月三日以後、昭和二十七年四月二十八日までの間に日本で出生し、申請の日まで引き続き在留している方。③前記①、②に該当する方の直系卑属として、昭和二十七年四月二十八日以後、日本で出生し申請の日まで引き続き在留している方（※）いずれの場合も、現在退去強制令書の発付を受けている方は除かれます。

▼申請受付期間　昭和五十七年一月一日から昭和六十一年十二月三十一日まで（官庁執務時間に限る）

▼申請に必要な書類　①永住許可申請書②不出頭理由書（郵送で申請する場合）③登録済証明書④旅券⑤海外渡航証明書

▼申請受付場所　大阪入国管理局審査第二課（大阪市東区谷町二丁目三十一番地　大阪第二法務合同庁舎内）

◎お問い合わせ　大阪入国管理局審査第二課（☎〇六―九四一―〇七七一）または市役所市民課（☎九八三―一一一一内線二一七）

★電話の移転手続は早めに済ませて…

京都八幡電報電話局

毎年、春は引越しのシーズンとなります。電話も全国へ引越すことができますが、この時期には移転工事がたいへん集中します。このため、引越し直前に手続されますと、すぐに転居先に電話を取り付けることができないことがあります。

引越しの際は、転居先の住所（マンション名・棟・室番号）などを調べたうえ、電話局で早めに移転手続きをしましょう。

（移転請求先）京都八幡電報電話局（☎九八一―〇〇〇〇）八幡巽ノ口、長町、出口高原地区の方は、伏見電報電話局で手続きをしてください。

第四回市民まつりの写真を展示します

昨年十一月三日に行われた第四回市民まつりの写真展を次のとおり実施します。

▼期日　三月十六日～三月二十六日　▼展示場所　市役所一階ロビー